平成３０年（フ）第２２８号
大阪府泉佐野市鶴原527番地の５　パインリーフ泉佐野203、前住所大阪府貝塚市石才376番地　エスペランサ西村２階Ｄ号
債務者　ヤスタケ塗装こと　大久保武則
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２０９号
熊本市北区高平２丁目１番７号　Ａ．Ｇ．Ｈ高瀬Ｄ－１
債務者　中村　真治
１　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６号
愛媛県喜多郡内子町五十崎乙933番地５
債務者　上田　勝
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成３０年（フ）第２０１１号
大阪府守口市藤田町５丁目15番11―210号
債務者　松岡　圭二
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０２９号
大阪府八尾市刑部４丁目321番地　モンフレールⅡ－１号
債務者　吉川　龍史
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０６３号
大阪府高槻市芥川町４丁目９番27―107号
債務者　合田　博一
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６５号
栃木県宇都宮市雀の宮６丁目３番79号　プレアデスＡ103、前住所宮城県大崎市三本木斉田字真岸１番地33
債務者　佐藤　智之
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０６号
栃木県宇都宮市新里町丁604番地69、前住所栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅11号棟307号室
債務者　松本　京子（旧姓櫻井・服部）
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１３６号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目12番37号　カサレア湘南101
債務者　山内須美子
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４３号
神奈川県大和市上草柳７丁目６番３号　コンフォート201号
債務者　片山　浩位
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４８号
横浜市南区真金町２丁目21番地　ハイツ三陽201号室
債務者　横澤　敏夫
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１５９号
横浜市金沢区並木３丁目18番８―302号
債務者　前田絵理香
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１６０号
横浜市磯子区森３丁目７番19号　テラスナルイ１号室
債務者　川崎　誠
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３７１号
東京都東大和市清水３丁目865番地コンフォート22　201号
債務者　髙荷　易弘
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９２８号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平８番６―102号
債務者　小野　紋加（旧姓伊豆）
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部